

令和8年度

マルチビームデータクラウド処理システムによる浚渫工事
測量データ処理補助業務

特記仕様書

令和8年6月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

1. 業務概要

本業務は、当所開発の「マルチビームデータクラウド処理システム（以下、「AIMS」という。）」を用いて、収録データ並びに解析済データのデータ処理補助を行うものとする。

また、業務実施期間中において、システム管理を行うものとする。

2. 履行期間

契約締結日より令和9年3月5日までとする。（4-4-1 システム管理を除く）

履行期間中の土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇は休日として設定している。

また、4-4-1 システム管理については、契約締結日より令和8年12月31日までとする。

3. 貸与物件

(1) 貸与物件は、表1のとおりとする。

(2) 受注者は、貸与物件の借用後においては、適切な維持管理を行うものとする。

(3) 受注者は、貸与物件の必要がなくなった場合、速やかに調査職員に返還しなければならない。

表1 貸与物件

No	品名	品質、規格等	単位	数量	引渡場所	引渡時期
					返還場所	返還時期
1	「R6年度マルチビームデータクラウド処理システム開発業務、第5期」成果物	電子媒体	式	1	調査職員との協議による	調査職員との協議による
2	マルチビームソナー測量データ（浚渫工）	収録データ並びに解析済データ 3セット 電子媒体	式	1	調査職員との協議による	調査職員との協議による

4. 業務仕様

4-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省 港湾局 令和8年3月）の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

4-2 計画準備

受注者は、本業務の実施に先立ち、事前に仕様内容等を確認のうえ、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

4-3 システム構成

本業務で必要とするAIMSの構成を表2に示す。

表2 AIMSの構成

	名 称	設置場所	システム	内 容	備 考
1	クラウドリアルタイム処理システム	クラウド上	クラウド**	船上処理システムから受信した点群データを処理し、2次元、3次元図として表示（速報図）	みとおしえ※、Marine Discovery※を含む
2	クラウド後処理システム	クラウド上	クラウド**	船上からの送信データを自動処理し、2D/3D図へ変換（精査図）	Marine Discovery※を含む

※海洋先端技術研究所社製のソフトウェア、最新バージョンを適用

**アマゾンウェブサービス（AWSクラウド）を使用

4-4 業務内容

4-4-1 システム管理

受注者は、AIMSに対し、ドメイン管理並びにクラウドサーバ運用管理を行う。

4-4-2 マルチビームデータ（浚渫工）処理補助

- (1) 受注者は、表1、No.2データのAIノイズ除去他後処理の補助を行うものとする。
- (2) 受注者は、(1)の結果と処理済データとの比較評価を行うものとする。
- (3) 受注者は、(1)の結果と処理済の設計図面等を用いて、数量計算を実施して、比較評価を行うものとする。
- (4) 受注者は、(3)の数量計算について、水深に分けて算出する作業手順を取りまとめるものとする。
- (5) 受注者は、(1)～(4)の成果について取りまとめ、報告書を作成するものとする。

5. 協議・報告

受注者は、業務の着手時に事前協議1回、業務の完了時に最終報告1回を行うものとする。

なお、協議・報告については対面で実施することを基本とするが、実施が難しい場合には実施方法について、協議を行うものとする。

6. 成果物

6-1 成果の提出

本業務における特記仕様書、業務計画書、報告書、解析データ等すべての最終成果（以下、「業務完成図書」という。）は、電子納品によるものとする。

- (1) 業務完成図書は、電子媒体（CD-R又はDVD-R、必要に応じて他の記録媒体も可）で2部提出とするが、業務完成図書の詳細内容及び電子化については、調査職員と協議のうえ、決定するものとする。なお、特記仕様書の電子データは、発注者が提供する。
- (2) 表3の成果物は、報告書として、電子データを電子媒体（同上）で2部提出する。

表3 成果物

No	名 称	単 位	数 量	備 考
1	システム構成を含む設計書	式	1	電子媒体2部
2	報告書（以下を含む） ・マルチビームデータ（浚渫工）処理補助	式	1	電子媒体2部
3	障害発生報告書	式	1	電子媒体2部 ※システム運用時、障害発生した場合
4	その他必要な資料	式	1	電子媒体2部

6-2 提出先

神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

7. 検 査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

8. その他

(1) 本特記仕様書に明記なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、両者が協議のうえ、決定するものとする。

また、業務内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合は、両者が協議のうえ、履行期間末日までに、契約変更を行うものとする。

(2) 本業務により得られた成果は、当所に帰属するものとする。

(3) 著作権の帰属等については、以下のとおりとする。

① 本業務にて作成したプログラム等の所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、当所に帰属するものとする。

② 受注者は、当所及び当所が指定する者に対して、本プログラム及びその改変物等に関し、著作人格権を行使しないものとする。

③ 既存のモジュール等を利用した場合には、用いたモジュールの名称、その権利者、本業務において、そのモジュールを利用するために行った権利処理内容を明確にするものとする。

(4) 本業務遂行上取り扱うデータについては、調査職員の指示に従うほか、受注者の十分な管理のもとで取り扱うものとする。

(5) 本業務の遂行上過程では、調査職員と綿密な連携を保ち、進捗状況を報告するものとする。

(6) 本業務により得られた情報及び成果は、当所の許可なく公表したり、他に転用してはならない。

以上